

改正

令和 四年 三月三〇日条例第八号

江戸川区スポーツ夢基金条例

(設置)

第一条 オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会等での活躍が期待される江戸川区民等を応援し、並びにスポーツ活動の振興及びスポーツ環境の整備等の充実に資するため、江戸川区スポーツ夢基金（以下「基金」という。）を設置する。

一部改正〔令和四年条例八号〕

(基金に属する財産)

第二条 基金に属する財産は、前条の設置目的のための寄附金等をもって充てる。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益)

第四条 基金の運用から生じる収益は、第一条に定める設置目的の経費に充てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に定める設置目的のために必要な場合は、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和四年三月三〇日条例第八号)

この条例は、公布の日から施行する。